

名寄市及び南相馬市の  
災害時相互援助に関する協定書

名寄市 南相馬市

## 名寄市及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定書

### (趣旨)

第1条 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は甚大な被害をもたらすと同時に今後に向けての教訓も多く残すものとなった。とりわけ多くの人々が人同士の「絆」を深めることが、直面する課題の解決から将来の復興に向けての力に大きく寄与するものであると再認識したことの意義は大変深いと言える。

その「絆」も人から人へ、地域から地域へと広げて行くことが、将来想定し得る災害への最も強固な防波堤となるものであり、この紡いだ「絆」を基に自治体相互間において支えあうことを目的として、名寄市及び南相馬市（以下「両自治体」という。）の区域内において、気象災害、地震・津波災害及び原子力災害その他の災害が発生した場合の相互援助に関する必要な事項を定めるものとする。

### (援助の要請)

第2条 両自治体のいずれかが被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資等に不足を来たす場合、被災した自治体は、他方の自治体（以下「援助自治体」）に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、輸送方法その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### (援助物資等)

第3条 前条により援助する物資等は、次に掲げるものとする。

#### (1) 物的援助

- ア 食料品
- イ 生活必需品
- ウ 応急対策用資機材
- エ 医療品

#### (2) 人的支援

- ア 職員の派遣

#### (3) 被災者支援

- ア 避難住民の受入れ

### (援助物資等の輸送)

第4条 援助する物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

### (費用負担)

第5条 第2条の規定による援助に要した費用は、法令に基づき求償が行われるもの及び負担区分が定められているものを除き、両自治体協議のうえ、負担について定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 第3条の規定により派遣された職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償は、援助自治体が負担する。

(情報交換)

第7条 両自治体は、災害対策等の情報を相互に交換するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに両自治体から意思表示がないときは、3年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項については、両自治体で協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書2通を作成し、両自治体の長が署名のうえ、各自1通を保有する。

平成25年 2月10日

南相馬市長 桜井勝延

名寄市長 加藤剛士